

# 箕輪町関係人口創出施設東みのわサテライトオフィス

## シェアオフィス使用者募集要領

### (趣旨)

この要領は、箕輪町関係人口創出施設東みのわサテライトオフィス設置条例（令和3年箕輪町条例第30号。以下「条例」という。）及び箕輪町関係人口創出施設東みのわサテライトオフィス管理規則（令和3年箕輪町規則第24号。以下「規則」という。）に基づき、東みのわサテライトオフィス（以下「サテライトオフィス」という。）のシェアオフィス使用者の募集に関し、必要な事項を定めるものです。

### (目的)

サテライトオフィスは、多様化する働き方と働く場所を確保し、新たな人の流れを創出するとともに産業の活性化と振興を図るための施設です。

### (シェアオフィス)

シェアオフィスとは、個別型レンタルオフィスです。事務所系、営業所などに適しています。詳細については、以下のとおりです。

名称	面積㎡	使用料(月額)	電気料	備考
オフィス1	15.8㎡	32,000円	町が個別に設置した電気メーターを月1回検針し、使用量に応じた電気料を各使用者に対し翌月請求します。（基本料金及び共有スペース分は町負担）	24時間365日使用可能。 冷暖房完備(電気料別)。 フリーWi-Fi。 給湯スペースとWC完備。 コピー機完備（有料）。 個別郵便ポスト完備。 談話室、会議室あり（有料）。 レンタルボックスあり（無料）。 コインロッカーあり（無料）。
オフィス2	15.8㎡	32,000円		
オフィス3	5.4㎡	11,000円		
オフィス4	7.6㎡	15,000円		
オフィス5	17.5㎡	35,000円		
オフィス6	17.1㎡	34,000円		

- 【特徴】
- I 2021年10月に旧東部診療所を改装リニューアルオープンした施設です。
  - II 町から施設管理業務委託を受けた業者が平日・土・祝日の8:30から21:00まで常駐しています（GW（5月3日から5日）、お盆（8月13日から16日）、年末年始（12月29日から1月3日）を除く。ただし、都合により常駐しない日が生じる場合があります。）。
  - III 同施設には、カフェが併設されていますので、お食事や喫茶もご利用いただけます。
  - IV 隣接した施設として、移住体験住宅、東みのわ保育園、東小学校などがあり、もみじ湖として人気の高い観光スポットである箕輪ダムも近く、自然豊かな場所です。移住の方はもちろん、町内で新たに事業展開をお考えの方にも非常に便利にご利用いただけます。
  - V 最寄りのJR沢駅まで徒歩10分程度、また、中央自動車道伊北インターまでは車で10分の好立地環境です。

Ⅵ 施設には、無料駐車場が整備されています。また、共有スペースにつきましては、施設管理業務受託業者が清掃を行いますので、使用者の方の負担はございません。

Ⅶ 使用期間は最長3年間ですが、その間は法人登記が可能です。

#### （使用申請方法）

使用を申請しようとする方は、箕輪町役場商工観光課商工係Tel0265-96-8300まで、電話でご連絡をください。まずは具体的な説明をさせていただいたうえでご判断いただき、使用申請をするか否かを決定ください。

使用申請すると決められましたら、規則で定めるシェアオフィス使用許可申請書（様式第1号）を箕輪町役場商工観光課商工係（〒399-4601 長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪 10286-1）までご提出ください。

なお、申請内容によっては、内容等について直接担当者がお話を聞かせていただく場合がありますので、ご承知おきください。

#### （使用許可）

使用の許可にあたっては、箕輪町役場商工観光課商工係が申請書類の確認を行います。その後、審査を行い、最終的に箕輪町長が許可・不許可の判断をします。なお、審査結果や可否の理由については公表しませんので、ご了承ください。

箕輪町長による使用の許可を受けた場合は、箕輪町役場商工観光課商工係又は施設管理業務受託業者から使用方法に関する説明を受けたうえで、「シェアオフィス使用契約書」の締結をもって成立したものとみなされます。

#### （その他）

固定電話を引く場合には、各使用者の負担でお願いします。また、Wi-Fiは必要最低限の容量やセキュリティで運営していますので、容量不足やセキュリティを心配される場合は、別のものを各使用者の負担で引いていただくことが可能です。ただし、壁や天井など施設へ直接取り付ける場合は、事前に箕輪町役場商工観光課商工係へ相談をするようにしてください。

24時間365日稼働の施設ですので、各オフィスの施錠等は各使用者でお願いします。万が一盗難などがあっても、箕輪町及び施設管理業務受託業者は一切の責任を負いませんので、ご承知おきください。

#### （原状回復）

使用者の方がレンタルをやめようとする場合は、1月前までに箕輪町役場商工観光課商工係にその旨を申し出てください。オフィスは原状回復が基本となりますので、使用者の負担により入居前の状態に回復してください。